

報告第 1 1 号

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成 2 0 年東広島市教育委員会規則第 2 号）第 4 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 3 月 1 5 日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 臨時代理の理由

市長が地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条の規定による専決処分を行う損害賠償の額を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により市長から意見を求められたため同意する必要性が生じたが、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものである。

2 臨時代理を行った専決処分の内容

別紙のとおり。

3 臨時代理年月日

平成 3 0 年 3 月 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 2 9 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件

の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

報告第2号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額 6万8,504円

(2) 債 権 者 東広島市

2 専決処分年月日

平成30年3月2日

(報告理由)

平成30年1月23日、東広島市立吉川小学校の校庭において、職員用の駐車場と仕切るための防球ネットが強風により倒れ、当該駐車場に駐車していた軽自動車に当たり、当該軽自動車のボンネットを損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。